

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							担当省庁(省 庁名のみ記 載)	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケ ジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
アジアヘッド クォーター特 区	「企業内転勤」 ビザの取得要 件緩和	1731	海外に拠点を持ち、グローバル展開する多国籍企業が新たに日本法人や日本支店(駐在所を含む)を開設する際、地域協議会を構成する都、区、民間事業者の施設を活用すること、入居後、3ヶ月以内に法人を設立することを条件に、外国企業の就業者に対し「企業内転勤」ビザを付与する。	グローバル企業から東京進出に対する意思決定を得たとしても、実際に日本で法人を設立(支店、駐在所を含む)する場合、現行制度では、銀行口座開設や不動産賃借などについて支障が多く発生している。これは、「短期滞在」ビザによって入国するために、居所確認ができないことから発生している課題である。このため、新たに日本で法人を設立する場合に、一定の要件のもと、当初から「企業内転勤」ビザを付与し、スムーズな法人設立を支援する必要がある。	入国・在留審査要領(平成15年9月10日法務省管第5329号)第12編第2章第16節	1回 目	法務省	法務省入国管理局総務課企画室	・「出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)」別表第一の二の表の企業内転勤の項 ・「出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二項の基準を定める省令(平成2年5月24日法務省令第16号)」の法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄に掲げる活動	E	—	—	「出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)」別表第一の二の表の企業内転勤の項及び「出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成2年5月24日法務省令第16号)」の法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄に掲げる活動は、在留資格「企業内転勤」の活動内容及びその基準を規定。	○ 都によると、本邦に新たに支店等を開設する外国企業の就業者に対し、一定の要件の下、在留資格「企業内転勤」を付与し、円滑な法人設立準備を行えるようにしたい旨の提案をしているところ、本提案のそもその趣旨は、これまでは、外国人が在留資格「短期滞在」で入国した場合であっても、外国人登録証明書によって円滑に日本法人を設立するための準備ができたが、現在は、「短期滞在」には在留カードが交付されないことから、口座開設等の際に公的に証するものがなく円滑な設立準備ができない点を解決したいものであるとのこと。 ○ 社会生活上、本人確認書類を要求される場面等において、在留カードを「証明書」として利用することは可能であると聞いているが、現在の在留管理制度は、中長期滞在者を管理の対象とし、在留状況を継続的に把握し、外国人の適正な在留の確保に資する制度の構築の一環として在留カードを交付している。 ○ したがって、在留カードの活用により各種手続きが円滑化することを目的として、都の提案のように在留資格「企業内転勤」を付与することは認められない。 ○ なお、現在、駐日外国公館において、印鑑登録証明の代替として使用することが可能とされている署名証明の手続きを行っていることと承知しており、その活用も検討されたい。
						2回 目				F	—	—		○ 「地域協議会を構成する民間事業者」が提供する施設が、外国企業の活動の拠点となる事業所として確実に提供されるものであり、都の関与が適正に行われることを条件として、前向きに対応すべく東京都及び関係省庁と調整することとしたい。
						1回 目	厚生労働省	厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課	・「出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)」別表第一の二の表の企業内転勤の項 ・「出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二項の基準を定める省令(平成2年5月24日法務省令第16号)」の法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄に掲げる活動	E	—	—		○ 都によると、本邦に新たに支店等を開設する外国企業の就業者に対し、一定の要件の下、在留資格「企業内転勤」を付与し、円滑な法人設立準備を行えるようにしたい旨の提案をしているところ、本提案のそもその趣旨は、これまでは、外国人が在留資格「短期滞在」で入国した場合であっても、外国人登録証明書によって円滑に日本法人を設立するための準備ができたが、現在は、「短期滞在」には在留カードが交付されないことから、口座開設等の際に公的に証するものがなく円滑な設立準備ができない点を解決したいものであるとのこと。 ○ 社会生活上、本人確認書類を要求される場面等において、在留カードを「証明書」として利用することは可能であると聞いているが、現在の在留管理制度は、中長期滞在者を管理の対象とし、在留状況を継続的に把握し、外国人の適正な在留の確保に資する制度の構築の一環として入国管理局において在留カードが交付されると理解。 ○ したがって、在留カードの活用により各種手続きが円滑化することを目的として、都の提案のように在留資格「企業内転勤」を付与することは認められない。 ○ なお、現在、駐日外国公館において、印鑑登録証明の代替として使用することが可能とされている署名証明の手続きを行っていることと承知しており、その活用も検討されたい。
						2回 目				F	—	—		○ 「地域協議会を構成する民間事業者」が提供する施設が、外国企業の活動の拠点となる事業所として確実に提供されるものであり、都の関与が適正に行われることを条件として、前向きに対応すべく東京都及び法務省とともに厚生労働省も関係省庁として引き続き協議させていただきたい。

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	指定自治体の回答		内閣府整理		
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理(i~vi)	
アジアヘッド クォーター特 区	「企業内転動」 ビザの取得要 件緩和	1731	c	<p>指定自治体の回答</p> <p>【a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他】</p> <p>・ 都としては、従来の外国人登録制度が廃止され、現行の在留管理制度が導入されたことに伴い、法人設立準備のため来日した短期滞在者が各種手続を進める上で新たに支障が生じるようになったことについて、現在の在留管理制度の趣旨・目的とは関係なく、かかる不利益を容認すること自体が適当でないと考える。上記の制度変更は、海外から我が国への投資の受入れにおける新たな障壁となっており、このような状況を改善することが必要である。</p> <p>・ 都の提案内容は、あくまで、法人を設立する目的で来日し、一定の要件を充足する外国企業の従業員に限って、潜在的な中長期滞在者とみなし、「企業内転動」の在留資格を付与することを求め、現行の在留管理制度の対象としての運用を行い、在留カードの交付を可能とするものである。</p> <p>・ なお、駐日外国公館における署名証明の手続に係る提案については、東京都行政書士会国際部や複数の在外公館に確認を行なったが、ごく少数の外国公館を除き、大半の国ではかかる対応を行っていないことが判明しており、本件提案に対する代替措置としては適当でない。</p> <p>・ そもそも、都の提案は、既に構造改革特別区域基本方針にて認められている特例措置※をアジアヘッドクォーター特区においても認め、さらに要件の緩和を求めるものである。同事業は外国企業の支店等の開設を促進するためのものであり、東京都の実施する外国企業誘致事業の趣旨に合致する。</p> <p>※同基本方針別表1、特定事業の名称「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」(番号512)にて認められている特例措置であり、新設法人に勤務する従業員に対しても、在留資格「企業内転動」を付与するもの。</p>		<p>【i)取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii)取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii)現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv)自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v)一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi)国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの】</p> <p>法務省より、在留カードの活用により各種手続が円滑化することを目的として在留資格「企業内転動」を付与することは認められないとの見解が示されている。一方、自治体は在留資格「企業内転動」の付与にあたり、構造改革特別区域基本方針にて認められている特例措置を拡充し、アジアヘッドクォーター特区において措置することを要望していることが協議により判明した。その点について引き続き協議を行うこと。</p>	
			b	<p>都の提案が受け入れられたものと理解する。今後は、法務省が厚生労働省に対して当該緩和措置についての支障が無いことの確認を早急に行うとともに、提案内容の早期実現へ向けて、都と法務省との間で引き続き協議を実施したい。</p>		<p>法務省は、自治体が要望する在留資格「企業内転動」の取得要件緩和について、実現に向けて検討するとしており、自治体も了承したことから協議終了。但し、特例措置の条件となる都の体制整備について協議を行うとともに、提案内容の早期実現に向けて検討・調整を進めていくこととする。</p>	ii
			c	<p>・ 都としては、従来の外国人登録制度が廃止され、現行の在留管理制度が導入されたことに伴い、法人設立準備のため来日した短期滞在者が各種手続を進める上で新たに支障が生じるようになったことについて、現在の在留管理制度の趣旨・目的とは関係なく、かかる不利益を容認すること自体が適当でないと考える。上記の制度変更は、海外から我が国への投資の受入れにおける新たな障壁となっており、このような状況を改善することが必要である。</p> <p>・ 都の提案内容は、あくまで、法人を設立する目的で来日し、一定の要件を充足する外国企業の従業員に限って、潜在的な中長期滞在者とみなし、「企業内転動」の在留資格を付与することを求め、現行の在留管理制度の対象としての運用を行い、在留カードの交付を可能とするものである。</p> <p>・ なお、駐日外国公館における署名証明の手続に係る提案については、東京都行政書士会国際部や複数の在外公館に確認を行なったが、ごく少数の外国公館を除き、大半の国ではかかる対応を行っていないことが判明しており、本件提案に対する代替措置としては適当でない。</p> <p>・ そもそも、都の提案は、既に構造改革特別区域基本方針にて認められている特例措置※をアジアヘッドクォーター特区においても認め、さらに要件の緩和を求めるものである。同事業は外国企業の支店等の開設を促進するためのものであり、東京都の実施する外国企業誘致事業の趣旨に合致する。</p> <p>※同基本方針別表1、特定事業の名称「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」(番号512)にて認められている特例措置であり、新設法人に勤務する従業員に対しても、在留資格「企業内転動」を付与するもの。</p>		<p>法務省より、在留カードの活用により各種手続が円滑化することを目的として在留資格「企業内転動」を付与することは認められないとの見解が示されている。一方、自治体は在留資格「企業内転動」の付与にあたり、構造改革特別区域基本方針にて認められている特例措置を拡充し、アジアヘッドクォーター特区において措置することを要望していることが協議により判明した。その点について引き続き協議を行うこと。</p>	
			b	<p>都の提案が受け入れられたものと理解する。今後は、法務省が厚生労働省に対して当該緩和措置についての支障が無いことの確認を早急に行うとともに、提案内容の早期実現へ向けて、都と法務省との間で引き続き協議を実施したい。</p>		<p>法務省は、自治体が要望する在留資格「企業内転動」の取得要件緩和について、実現に向けて検討するとしており、自治体も了承したことから協議終了。但し、特例措置の条件となる都の体制整備について協議を行うとともに、提案内容の早期実現に向けて検討・調整を進めていくこととする。</p>	ii

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄								
							【A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討】								
							担当省庁(省庁名のみ記載)	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)	
アジアヘッドクォーター特区	高度人材ポイント制に係る総合特別区域法の適用	1732	高度人材に対する特別加算については、総合特区法に基づく統括事業・研究開発事業の認定を受けた場合も適用可能とする。	アジアヘッドクォーター特区は外国企業の統括事業・研究開発事業といった高機能拠点を東京に誘致し、対日投資の促進による日本経済の再生を政策目標に掲げている。アジア拠点化立地推進事業費補助金の交付を受けている事業者は特別加算を受けているが、交付対象となる外国企業は限られることから、特区の取組により誘致した企業に従事する外国人高度人材についても同様の支援を行う必要がある。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号	1回目	法務省	法務省入国管理局総務課企画室	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件」(平成24年3月30日法務省告示第126号)	Z	-	-	高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置は、高度人材の活動内容を高度学術研究活動、高度専門・技術活動、高度経営・管理活動の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」、などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えることにより、高度人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的として、平成24年5月7日より導入された制度であり、平成24年3月30日法務省告示第126号において、高度人材に対する特別加算を規定している。	○ 高度人材ポイント制における特別加算10点が加算されるには、イノベーションの創出の促進に資するものとして法務省告示第126号別表第4に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認、又はイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第5に掲げる補助金の交付その他の支援措置を受けている。 ○ 都が高度人材に対する特別加算の適用対象としたい「総合特別区域法に基づく総括事業・研究開発事業の認定を受けた場合」とはどのような場合か明らかにされたい。また、想定する場合は、都が総合特別区域法に基づき指定した企業であるとするならば、都が指定若しくは認定する要件や基準について明らかにされたい。 ○ 加えて、法務省告示第126号の別表第4に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けている機関は、イノベーションの創出に資するものとして整理されている。同別表第4に「総合特別区域法(平成23年法律第81号)第26条第1項又は第27条第2項」を追加してほしいとの要望について、総合特別区域法第26条第1項または第27条第2項の認定を受けている法人は総合特別区域法第2条第2項で規定する「特定国財戦略事業」を実施する法人とされているところ、これら法人がイノベーションの創設の促進に資する機関であると証する内容を明らかにされたい。	
						2回目				F	-	-		○ 総合特別区域法に基づき都が認定する税制優遇を受ける統括事業・研究開発事業を行う外国企業について、イノベーション措置の対象とする方向で東京都及び関係省庁と協議することとした。	
						1回目	厚生労働省	厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件」(平成24年3月30日法務省告示第126号)	Z	-	-		高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置は、高度人材の活動内容を高度学術研究活動、高度専門・技術活動、高度経営・管理活動の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」、などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えることにより、高度人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的として、平成24年5月7日より導入された制度であり、平成24年3月30日法務省告示第126号において、高度人材に対する特別加算を規定している。	○ 高度人材ポイント制における特別加算10点が加算されるには、イノベーションの創出の促進に資するものとして法務省告示第126号別表第4に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認、又はイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第5に掲げる補助金の交付その他の支援措置を受けている必要がある。 ○ 都が高度人材に対する特別加算の適用対象としたい「総合特別区域法に基づく総括事業・研究開発事業の認定を受けた場合」とはどのような場合か明らかにされたい。また、想定する場合は、都が総合特別区域法に基づき指定した企業であるとするならば、都が指定若しくは認定する要件や基準について明らかにされたい。 ○ 加えて、法務省告示第126号の別表第4に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けている機関は、イノベーションの創出に資するものとして整理されている。同別表第4に「総合特別区域法(平成23年法律第81号)第26条第1項又は第27条第2項」を追加してほしいとの要望について、総合特別区域法第26条第1項または第27条第2項の認定を受けている法人は総合特別区域法第2条第2項で規定する「特定国財戦略事業」を実施する法人とされているところ、これら法人がイノベーションの創設の促進に資する機関であると証する内容を明らかにされたい。
						2回目				F	-	-		○ 総合特別区域法に基づく総括事業・研究開発事業の認定を受けた企業について、イノベーション措置の対象とする方向で東京都及び法務省とともに厚生労働省も関係省庁として引き続き協議させていただきたい。	
						1回目	経済産業省	経済産業省経済産業政策局産業人材政策室(合)貿易経済協力局貿易振興課	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件」(平成24年3月30日法務省告示第126号)	Z	-	-		高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置は、高度人材の活動内容を高度学術研究活動、高度専門・技術活動、高度経営・管理活動の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」、などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えることにより、高度人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的として、平成24年5月7日より導入された制度であり、平成24年3月30日法務省告示第126号において、高度人材に対する特別加算を規定している。	○ 高度人材ポイント制における特別加算10点が加算されるには、イノベーションの創出の促進に資するものとして法務省告示第126号別表第4に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認、又はイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第5に掲げる補助金の交付その他の支援措置を受けている必要がある。 ○ 都が高度人材に対する特別加算の適用対象としたい「総合特別区域法に基づく総括事業・研究開発事業の認定を受けた場合」とはどのような場合か明らかにされたい。また、想定する場合は、都が総合特別区域法に基づき指定した企業であるとするならば、都が指定若しくは認定する要件や基準について明らかにされたい。 ○ 加えて、法務省告示第126号の別表第4に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けている機関は、イノベーションの創出に資するものとして整理されている。同別表第4に「総合特別区域法(平成23年法律第81号)第26条第1項又は第27条第2項」を追加してほしいとの要望について、総合特別区域法第26条第1項または第27条第2項の認定を受けている法人は総合特別区域法第2条第2項で規定する「特定国財戦略事業」を実施する法人とされているところ、これら法人がイノベーションの創設の促進に資する機関であると証する内容を明らかにされたい。
						2回目				F	-	-		○ 総合特別区域法に基づく総括事業・研究開発事業の認定を受けた企業について、イノベーション措置の対象とする方向で東京都及び法務省とともに経済産業省も関係省庁として引き続き協議させていただきたい。	

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答		内閣府整理		
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理(i~vi)	
			d	<p>【a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他】</p> <p>・都が特別加算の適用対象として想定する「総合特別区域法に基づく総括事業・研究開発事業の認定を受けた場合」とは、都の誘致する外国企業が「アジアヘッドクォーター特区等において統括事業又は研究開発事業を実施する多国籍企業の認定等に関する要綱」(平成25年3月29日24知特推第155号)に基づき認定を受けた場合のことである。また、その要件については、同要綱で定めるとおりである。</p> <p>・本特区は、国を牽引する都市である東京をイノベーションセンターとすることを旨とするものであり、都は、主としてグローバル企業の業務統括拠点や研究開発拠点の設立の促進に取り組んでいる。</p> <p>・対象業種については、東京をマーケットとして大きなポテンシャルを持つ業種、または技術の面で世界的な先進性を有し、国内企業のイノベーションや中小企業とのコラボレーションを誘発しうる業種等としている。</p> <p>・これらの企業の誘致は、成長が有望視される業種において、高度な専門知識や能力を有する経営人材や研究者を呼び込み、東京ひいては日本の新たな成長を促すことにつながり、イノベーションの創出に資するものといえる。</p> <p>・総合特別区域法で「我が国の経済社会の活力の向上」等を目的として第2条第2項で定める「特定国際戦略事業」とは、特別加算の根拠として法務省告示に示されている「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)」第2条第5項で規定する、イノベーションの創出の趣旨に合致するものである。</p> <p>・都が「国際戦略総合特別区域計画で定める「特定国際戦略事業」は、総合特別区域法第2条第2項で定める「特定国際戦略事業」に基づくものであり、都は、東京の目指す姿及び法の趣旨に沿って法人認定を行う。よって「特定国際戦略事業」を実施する法人は、高度人材ポイント制における特別加算の対象としてふさわしい。</p> <p>・なお、都としては、上記の特別加算の適用対象に加えて、平成24年春の「国と地方の協議」で都が提案を行った「入国・再入国申請審査の緩和」の対象となる法人についても、適用対象としたい。現在、審査の迅速化の実現に向け、法務省入国管理企画官室と協議を継続しているところであるが、本件措置の対象とする法人は、「アジアヘッドクォーター特区における在留資格審査の特例を適用する企業の認定に関する要綱」により認定する予定であり、認定対象は同要綱第3に定める資本金、従業員数、業種等の要件を満たすこととしている。業種の要件は、同要綱第3四にあるとおり、総合特別区域法施行規則第1条各項各号に位置づけられている、情報通信、医療・化学、電子・精密機械、航空機関連、金融・証券、コンテンツ・クリエイティブなど東京(日本)の成長を促す業種としており、対象法人はイノベーションの創出に資するといえる。</p>	<p>内閣府整理</p> <p>【i)取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii)取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii)現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv)自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v)一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi)国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの】</p>		
			b	<p>都の提案が受け入れられたものと理解する。今後は、法務省が厚生労働省及び経済産業省に対して当該緩和措置についての支障が無いことの確認を早急に行うとともに、統括事業・研究開発事業に係る範囲の企業につき、提案内容の実現に向けて、都と法務省との間で引き続き協議を実施したい。その他、都が特別加算の対象として認定を求める、特区内に進出する一定規模以上の企業についても、別途協議させていただきたい。</p>		<p>自治体が要望する「高度人材ポイント制の特別加算」について、ア)法務省は、総合特別区域法に基づき都が認定する税制優遇を受ける統括事業・研究開発事業を行う外国企業については対象とする方向で検討するとしており、自治体も了承したことから協議終了。但し、検討状況について適宜情報提供を行うとともに、提案内容の早期実現に向けて検討・調整を進めていくこととする。イ)なお、上記以外の企業に対する特例の適用については、イノベーションの創出の観点を変えて自治体側で整理し、それを踏まえて引き続き協議することとする。</p>	ア) ii、イ) v
アジアヘッドクォーター特区	高度人材ポイント制に係る総合特別区域法の適用	1732	d	<p>・都が特別加算の適用対象として想定する「総合特別区域法に基づく総括事業・研究開発事業の認定を受けた場合」とは、都の誘致する外国企業が「アジアヘッドクォーター特区等において統括事業又は研究開発事業を実施する多国籍企業の認定等に関する要綱」(平成25年3月29日24知特推第155号)に基づき認定を受けた場合のことである。また、その要件については、同要綱で定めるとおりである。</p> <p>・本特区は、国を牽引する都市である東京をイノベーションセンターとすることを旨とするものであり、都は、主としてグローバル企業の業務統括拠点や研究開発拠点の設立の促進に取り組んでいる。</p> <p>・対象業種については、東京をマーケットとして大きなポテンシャルを持つ業種、または技術の面で世界的な先進性を有し、国内企業のイノベーションや中小企業とのコラボレーションを誘発しうる業種等としている。</p> <p>・これらの企業の誘致は、成長が有望視される業種において、高度な専門知識や能力を有する経営人材や研究者を呼び込み、東京ひいては日本の新たな成長を促すことにつながり、イノベーションの創出に資するものといえる。</p> <p>・総合特別区域法で「我が国の経済社会の活力の向上」等を目的として第2条第2項で定める「特定国際戦略事業」とは、特別加算の根拠として法務省告示に示されている「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)」第2条第5項で規定する、イノベーションの創出の趣旨に合致するものである。</p> <p>・都が「国際戦略総合特別区域計画で定める「特定国際戦略事業」は、総合特別区域法第2条第2項で定める「特定国際戦略事業」に基づくものであり、都は、東京の目指す姿及び法の趣旨に沿って法人認定を行う。よって「特定国際戦略事業」を実施する法人は、高度人材ポイント制における特別加算の対象としてふさわしい。</p> <p>・なお、都としては、上記の特別加算の適用対象に加えて、平成24年春の「国と地方の協議」で都が提案を行った「入国・再入国申請審査の緩和」の対象となる法人についても、適用対象としたい。現在、審査の迅速化の実現に向け、法務省入国管理企画官室と協議を継続しているところであるが、本件措置の対象とする法人は、「アジアヘッドクォーター特区における在留資格審査の特例を適用する企業の認定に関する要綱」により認定する予定であり、認定対象は同要綱第3に定める資本金、従業員数、業種等の要件を満たすこととしている。業種の要件は、同要綱第3四にあるとおり、総合特別区域法施行規則第1条各項各号に位置づけられている、情報通信、医療・化学、電子・精密機械、航空機関連、金融・証券、コンテンツ・クリエイティブなど東京(日本)の成長を促す業種としており、対象法人はイノベーションの創出に資するといえる。</p>	<p>法務省より、要望の実現に向けて、都が指定・認定する要件や基準、「特定国際戦略事業」を実施する法人がイノベーションの創設の促進に資する機関であると証する内容を明らかにすることが必要との見解が示された。これを受け、自治体は認定要件を示すとともに、本特区で誘致する法人がイノベーション創出に資するとの見解を示したところ。法務省は自治体の見解を踏まえて再度検討を行うこと。</p>		
			b	<p>都の提案が受け入れられたものと理解する。今後は、法務省が厚生労働省及び経済産業省に対して当該緩和措置についての支障が無いことの確認を早急に行うとともに、統括事業・研究開発事業に係る範囲の企業につき、提案内容の実現に向けて、都と法務省との間で引き続き協議を実施したい。その他、都が特別加算の対象として認定を求める、特区内に進出する一定規模以上の企業についても、別途協議させていただきたい。</p>		<p>自治体が要望する「高度人材ポイント制の特別加算」について、ア)法務省は、総合特別区域法に基づき都が認定する税制優遇を受ける統括事業・研究開発事業を行う外国企業については対象とする方向で検討するとしており、自治体も了承したことから協議終了。但し、検討状況について適宜情報提供を行うとともに、提案内容の早期実現に向けて検討・調整を進めていくこととする。イ)なお、上記以外の企業に対する特例の適用については、イノベーションの創出の観点を変えて自治体側で整理し、それを踏まえて引き続き協議することとする。</p>	ア) ii、イ) v
			d	<p>・都が特別加算の適用対象として想定する「総合特別区域法に基づく総括事業・研究開発事業の認定を受けた場合」とは、都の誘致する外国企業が「アジアヘッドクォーター特区等において統括事業又は研究開発事業を実施する多国籍企業の認定等に関する要綱」(平成25年3月29日24知特推第155号)に基づき認定を受けた場合のことである。また、その要件については、同要綱で定めるとおりである。</p> <p>・本特区は、国を牽引する都市である東京をイノベーションセンターとすることを旨とするものであり、都は、主としてグローバル企業の業務統括拠点や研究開発拠点の設立の促進に取り組んでいる。</p> <p>・対象業種については、東京をマーケットとして大きなポテンシャルを持つ業種、または技術の面で世界的な先進性を有し、国内企業のイノベーションや中小企業とのコラボレーションを誘発しうる業種等としている。</p> <p>・これらの企業の誘致は、成長が有望視される業種において、高度な専門知識や能力を有する経営人材や研究者を呼び込み、東京ひいては日本の新たな成長を促すことにつながり、イノベーションの創出に資するものといえる。</p> <p>・総合特別区域法で「我が国の経済社会の活力の向上」等を目的として第2条第2項で定める「特定国際戦略事業」とは、特別加算の根拠として法務省告示に示されている「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)」第2条第5項で規定する、イノベーションの創出の趣旨に合致するものである。</p> <p>・都が「国際戦略総合特別区域計画で定める「特定国際戦略事業」は、総合特別区域法第2条第2項で定める「特定国際戦略事業」に基づくものであり、都は、東京の目指す姿及び法の趣旨に沿って法人認定を行う。よって「特定国際戦略事業」を実施する法人は、高度人材ポイント制における特別加算の対象としてふさわしい。</p> <p>・なお、都としては、上記の特別加算の適用対象に加えて、平成24年春の「国と地方の協議」で都が提案を行った「入国・再入国申請審査の緩和」の対象となる法人についても、適用対象としたい。現在、審査の迅速化の実現に向け、法務省入国管理企画官室と協議を継続しているところであるが、本件措置の対象とする法人は、「アジアヘッドクォーター特区における在留資格審査の特例を適用する企業の認定に関する要綱」により認定する予定であり、認定対象は同要綱第3に定める資本金、従業員数、業種等の要件を満たすこととしている。業種の要件は、同要綱第3四にあるとおり、総合特別区域法施行規則第1条各項各号に位置づけられている、情報通信、医療・化学、電子・精密機械、航空機関連、金融・証券、コンテンツ・クリエイティブなど東京(日本)の成長を促す業種としており、対象法人はイノベーションの創出に資するといえる。</p>	<p>法務省より、要望の実現に向けて、都が指定・認定する要件や基準、「特定国際戦略事業」を実施する法人がイノベーションの創設の促進に資する機関であると証する内容を明らかにすることが必要との見解が示された。これを受け、自治体は認定要件を示すとともに、本特区で誘致する法人がイノベーション創出に資するとの見解を示したところ。法務省は自治体の見解を踏まえて再度検討を行うこと。</p>		
			b	<p>都の提案が受け入れられたものと理解する。今後は、法務省が厚生労働省及び経済産業省に対して当該緩和措置についての支障が無いことの確認を早急に行うとともに、統括事業・研究開発事業に係る範囲の企業につき、提案内容の実現に向けて、都と法務省との間で引き続き協議を実施したい。その他、都が特別加算の対象として認定を求める、特区内に進出する一定規模以上の企業についても、別途協議させていただきたい。</p>		<p>自治体が要望する「高度人材ポイント制の特別加算」について、ア)法務省は、総合特別区域法に基づき都が認定する税制優遇を受ける統括事業・研究開発事業を行う外国企業については対象とする方向で検討するとしており、自治体も了承したことから協議終了。但し、検討状況について適宜情報提供を行うとともに、提案内容の早期実現に向けて検討・調整を進めていくこととする。イ)なお、上記以外の企業に対する特例の適用については、イノベーションの創出の観点を変えて自治体側で整理し、それを踏まえて引き続き協議することとする。</p>	ア) ii、イ) v

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄									
							【A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討】									
							担当省庁(省 庁名のみ記 載)	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケ ジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含 む)		
アジアヘッド クォーター特 区	統括事業及び 研究開発事業 におけるストック オプション税制、および研究 開発事業にお ける特許料軽減 措置、特許審 査期間の短縮 (アジア拠点化 法で定める優 遇措置の適用)	1733	特区法において統括事業の認定を受け所得控除が 適用される企業について、ストックオプション税制を 適用するとともに、研究開発事業の認定を受け所得 控除が適用される企業について、ストックオプション 税制(上記と同じ)、特許料の免除、特許審査期間の 短縮の措置を受けられるようにする。	アジア拠点化法と特区法の所得控除にかかる 統括事業の認定基準はほぼ同一であることから みても、両制度の政策目的は同じものと考え られる。このため、アジア拠点化法で認められ ているストックオプション税制、特許審査期間 の短縮を特区法においても適用するとともに、 特許料等については免除とすることで、特区内 に高機能拠点の集積を図っていく。	【ストックオプション税 制】 ・特定多国籍企業に よる研究開発事業等 の促進に関する特別 措置法第11条第2項 ・租税特別措置法第 29条の3 【特許料】 ・特定多国籍企業に よる研究開発事業等 の促進に関する特別 措置法第10条	1回 目	経済産業省	経済産業省特許 庁総務課調整班、 調整課 (合)貿易経済協 力局貿易振興課	【ストックオプショ ン税制】 ・特定多国籍企業 による研究開発事 業等の促進に関 する特別措置法 第11条第2項 ・租税特別措置法 第29条の3 【特許料】 ・特定多国籍企業 による研究開発事 業等の促進に関 する特別措置法 第10条	Z(一 部D)	-	-	特定多国籍企業による研究開発事業 等の促進に関する特別措置法(アジ ア拠点化法)に基づく認定を受けた研 究開発事業を行う者に対して、特許料 等の軽減等の措置を講ずることによ り、グローバル企業による高付加価値 拠点の国内立地を促進するとともに、 当該企業によるイノベーションを通じ て、特許法が目的とする発明の奨励 や産業の発達に寄与するもの。	1) 総合特区法とアジア拠点化法の研究開発事業の法令上の認定要件が同等でない。例えば①親 会社に関する要件、②事業要件、③試験研究費等の要件、④雇用創出の要件に関する要件等を設 定した上で、総合特区法に基づく特例措置が特許法の目的である「発明の奨励や産業の発達」につ ながることを示していただきたい。また、アジア拠点化法の政令で減免幅は「半額」と規定されてお り、減免幅が「免除」となる場合には不整合である。 2) 特許行政の費用は、出願人からの特許料等により全て賄われており、特許特別会計を設置して 経理している。このため、特定の地域の出願人が支払った料金以上の便益を受けることは、他の出 願人に対して負担を求めることになること、また、特許の早期審査は、限られた審査官のリソースの 中で、他の出願人の審査の順番を後回しに行われることから、他の出願人への影響とその妥当 性を精査するなど慎重な検討が必要である。については、東京都及び東京都以外の国際戦略特区(潜 在的に認定を受ける可能性のある地域も含む)における総合特区法に基づく特例措置の影響の程 度について、明確な根拠を示していただきたい。 3) 外国企業も対象となることを総合特区法上不明確なまま地域を限定した措置を講ずることは、自 国民を優遇するものとしてWTOのTRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)第3 条第1項の内国民待遇義務に抵触する可能性があるため、その旨を総合特区法上明確にする必要 がある。 4) なお、早期審査の対象について、アジアヘッドクォーター特区が想定している企業や事業は、現行 制度で概ねカバーされているものと認識している。		
						2回 目			F、Z	-	-	・アジア拠点化法の特例措置の影響度の検討資料は担当省庁より提供する。東京都からは研究開 発拠点の誘致状況について情報提供いただきたい。 ・東京都が求めている免除措置については、現在の減免制度においては、生活保護者等ごく限られ た者に対してのみ実施しているところ、免除措置の実現には、免除すべき相当の理由が必要。 ・上記の論点を踏まえ、可能な限り早期に検討を進めたい。要綱に記載すると回答のあったアジア拠 点化法と同様の要件の内容や要綱の位置付けについては今後ご教示いただきたい。				

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	指定自治体の回答 【a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他】		内閣府整理	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理(i~vi)
アジアヘッド クォーター特 区	統括事業及び 研究開発事業 におけるストック オプション税 制、および研究 開発事業にお ける特許料軽 減措置、特許審 査期間の短縮 (アジア拠点化 法で定める優 遇措置の適用)	1733	C	<p>①総合特区法の目的は法第1条において「産業の国際競争力の強化」とされており、特許法の目的である「発明の奨励や産業の発達」につながるものである。また、総合特区法とアジア拠点化法の関係性については、政策目的を同一とする点にあり、特許法の特例の適用において、要件等が全て同一である必要性はないと考える。減免幅については、外国企業誘致のインセンティブを高める重要な要素であり、引き続き「免除」の適用について検討をお願いしたい。</p> <p>②アジア拠点化法に基づく特許法の特例措置適用の検討に際しては、特区エリアを含めた全国の影響程度を分析されていると思路する。特区エリアに限定した検討に要する実績項目等具体的にお示しいただきたい。また、本提案はアジアヘッドクォーター特区への誘致企業を対象とするものであり、その他特区の事業による影響度合いを知る立場にない。</p> <p>③総合特区法に基づくアジアヘッドクォーター特区は、そもそも国際戦略総合特区として、多国籍企業のアジア統括拠点や研究開発拠点を誘致することを本旨としている。このことから、自国民を優遇するという指摘は当たらないと考える。</p> <p>④本特例の総合特区法に基づく指定法人への適用は、外国企業誘致を推進する上で、誘致対象企業に等しく良好なビジネス環境をオールインワンパッケージで提供することを本旨としている。また、①のとおり、外国企業誘致に向けた高いインセンティブ効果を発揮するため、現行制度の深堀を求めるものである。</p>	<p>経済産業省より、アジアヘッドクォーター特区の研究開発事業の認定が特許法の目的に寄与することを示すとともに特例措置の影響の程度を示すよう見解が示された。自治体は検討に際し、特許法の特例措置の影響程度について検討に要する実績項目等を示すよう求めている。経済産業省は特例措置の影響の程度を分析する際に検討に要する実績項目等を自治体に明示されたい。自治体は本特区の取り組みがアジア拠点化法と要件が異なるにも関わらず特許法の目的に寄与することの根拠を明示するとともに特例措置の影響度を示されたい。以上について引き続き協議を行うこと。</p>	
				<p>・アジア拠点化法の特例措置の影響度については、経済産業省貿易振興課が特許庁に提出している検討資料を提示するとともに、特許庁が特許料の半額免除を判断する根拠とした具体的な内容を明示していただきたい。研究開発拠点の誘致状況については、都から情報提供を行う。</p> <p>・特許料の全額免除については、特区内に外国企業を誘致するインセンティブとして非常に重要であると考えている。特許庁がアジア拠点化法において、半額免除を判断する根拠とした具体的な内容を明示していただいた上で、全額免除が特許特別会計に与える影響について特許庁と議論し、全額免除が可能か、引き続き協議していく。</p> <p>・事務レベル協議において、特許料の半額免除及び特許審査期間の短縮(迅速化)については、都が定める企業認定要綱等で、アジア拠点化法と要件を揃えることで実現できることが合意されたため、企業認定要綱等について、引き続き特許庁と協議していく。</p>	<p>自治体が要望する特許料の半額免除については、自治体の定める企業認定要綱の協議を行うとともに、それを踏まえ経済産業省は可能な限り早期に検討・関係省庁との調整を進めること。特許料の全額免除については、経済産業省がアジア拠点化法の特例措置の影響度の資料を自治体に提供し、自治体はその影響度や免除すべき相当の理由について検討の上、引き続き協議を行うこと。特許審査期間の短縮については、自治体の定める企業認定要綱の協議を行うとともに、それを踏まえ経済産業省は可能な限り早期に検討を進めること。</p>	ii